

不要資産の処分について

1. 未利用地（代替地、宿舎跡地等）

- ・ 全箇所を対象として、民営化までに処分することを目標とする

2. 宿舎

- ・ 職員の異動等に併せて集約化を図りつつ、不要となった宿舎を処分

日本道路公団は全宿舎（5, 843戸）を処分対象として検討中

首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は民営化までに現空室数をほぼ半減することを目標

- ・ 一戸建宿舎については全箇所を対象として処分を進める
- ・ 大都市圏のマンションについては重点的に処分することを検討

3. 保養所・分室

- ・ 全箇所を対象として、民営化までに、用途を廃止し不要となった資産については処分することを目標とする

不要資産処分関係資料

1. 民営化までに処分する対象資産数

() は全数に占める割合

	道路公団	首都公団	阪神公団	本四公団
未利用地(箇所)	769(100%)	1,035(100%)	649(100%)	11(100%)
宿舎(戸数) ※参考: 空室戸数<空室率> (処分対象戸数を除く)	417(7%) 920<17%>	77(20%) 94<31%>	55(20%) 72<32%>	75(16%) 67<17%>
うち一戸建	44(29%)	-(-%)	7(100%)	3(100%)
うち大都市圏	15(20%)	-(-%)	7(100%)	3(100%)
うちマンション	34(9%)	8(80%)	5(29%)	-(-%)
うち大都市圏	32(10%)	8(80%)	5(29%)	-(-%)
保養所(箇所)	27(100%)	4(100%)	1(100%)	-(-%)
分室(箇所)	15(100%)	2(100%)	1(100%)	3(100%)

注1) 対象資産数は、H15.3月以降処分対象とした資産であり、今後の作業状況で更に変更する可能性有り。

注2) 「未利用地」には道路残地、宿舎跡地、旧代替地が含まれる。「マンション」は区分所有を計上し、賃貸契約物件は未計上。

注3) 日本道路公団においては現在、処分中のもののみ計上しているが、全宿舎(5,843戸)を処分対象として検討中。

2. 時期(目標)

民営化までに処分することを目標(四公団)。

3. 処分促進方策

(体制)

- ・資産処分に関する体制を整備

(売却促進)

- ・不動産業者の媒介販売制度の導入
- ・販売物件等の広報による売却促進
- ・売却価格引き下げ制度の導入(鑑定評価額の20%の範囲)
- ・地方公共団体への寄付制度の活用 等